

富津市教育委員会定例会議 会議録

1 会議の名称	令和4年度第2回富津市教育委員会定例会議
2 開催日時	令和4年5月19日(木) 午前10時00分から午前11時2分まで
3 開催場所	市役所4階 401会議室
4 審議等事項	<p>○付議議案</p> <p>議案第1号 富津市学校給食費徴収規則を廃止する規則の制定について</p> <p>議案第2号 令和4年度富津市一般会計予算6月補正予算案のうち教育に関する事務に係る部分について</p> <p>議案第3号 富津市立図書館条例案について</p> <p>議案第4号 富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について</p> <p>議案第5号 富津市社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第6号 富津市学校運営協議会委員の任命について</p> <p>議案第7号 富津市学校評議員の委嘱について</p> <p>○報告事項</p> <p>報告第1号 富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱を制定する告示について</p> <p>報告第2号 令和4年度市内小・中学校教職員数及び児童生徒数について</p> <p>報告第3号 専決事項の報告について(後援申請)</p>
5 出席者名	岡根教育長、嶋野教育長職務代理者、坂部委員、藤平委員、池田委員、平野教育部長、中山教育総務課長、黒川学校教育課長、財前学校教育課主幹、保坂教育センター所長、宮崎主幹、樋口生涯学習課長、平野公民館長、鶴岡教育総務課庶務係長、刈込教育総務課主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	(理由) 情報公開条例第23条第1項第3号に該当のため
8 傍聴人数	0人 (定員 6人)
9 所管課	教育部教育総務課庶務係 電話 0439-80-1340

10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり
---------------	--------

発 言 者	発 言 内 容
岡根教育長	<p>報道によるとゴールデンウィークの人出も、以前の状況に戻りつつあるといわれていましたが、観光船の痛ましい事故なども報道され、コロナ禍の影響と相まって、素直に喜べない状況が続いています。</p> <p>コロナ感染者はまだまだ多い状況ですが、重症者等の状況は極端な数には至っていない状況です。本市においては、小学生の感染者がゴールデンウィーク直前に多く見られましたが、その後は落ち着いてきています。しっかりと感染予防対策をとり、学校内でのクラスターを起こさないように努めていきたいと思えます。</p> <p>また、市内中学校が8日天羽中、11日大佐和中、12日富津中と関西方面に修学旅行に出発し、無事に帰ってきました。良い思い出が作られたのかなと思うとともに、コロナの影響を受けなくてよかったと思えました。</p> <p>本日は、議案7件、報告3件です。それでは会議を開催します。忌憚のない御意見をお願いします。</p> <p>本日の議事録署名委員の指名ですが、藤平委員にお願いします。</p>
藤平委員	はい。
岡根教育長	<p>最初に、教育長報告を申し上げます。</p> <p>1 ページをお開きください。</p> <p>1の南房総教育事務所管内教育長会議ですが、前回の教育委員会議の午後に君津合同庁舎で行われ、新所長の挨拶の後、総務課、指導室、管理課から今年度の方針等が示されました。コロナ禍ではありますが、例年どおり、所長訪問や指導室の計画訪問を実施し、特に、県教育委員会が進めている学力向上策等について、各学校の状況を把握し支援していきたいとのことでした。</p> <p>次に2の第50回富津文化協会総会ですが、4月24日に富津中央公民館で行われ、市長、浜田代議員、市議会議長とともに出席し、日頃の文化活動推進への御礼と、富津市立図書館の状況などに触れ、挨拶をしました。</p> <p>次に3の富津市校長会研修会ですが、4月28日に富津中央公民館で校長会の話し合いが行われたので、その席で研修会として話をさせてい</p>

<p>保坂所長</p>	<p>いただきました。「主体的な学びのすすめ」と題して、学ぶ授業から参加する授業への授業改革の必要性と、それをどう学校経営に位置付けていくかについて、マネジメントサイクルを活用していくことについて話しました。</p> <p>最後に4市教育長会議ですが、各市の学校教育課長を交えて、コロナ禍における現状の学校運営について情報交換を行いました。本市では、中学校の修学旅行を終えています。他市は春の実施が少なく、秋に実施する予定の学校が多いとのこと。</p> <p>まだまだ予断を許さない状況であるとの認識のもと、ウィズコロナとして、感染症対策はしっかりやっということを確認しました。</p> <p>以上で教育長報告を終わります。</p> <p>何か、御質問、御意見がございますか。</p> <p>次に、各課報告をお願いします。</p> <p>始めに教育センター、お願いします。</p> <p>はい。教育センターから報告いたします。</p> <p>5月11日、302会議室にて学力向上推進委員会を9名で開催しました。今年度の重点項目である「読むこと」「書くこと」の目標値、更に、特に力を入れていく読書について、市教育委員会として5のつく日を「読書の日」に設定し、取り組みについて意見交換を行いました。</p> <p>また、教職員の授業改善と児童・生徒の学習意欲の向上につなげるために、学力テストについて協議を行いました。</p> <p>教育センターの報告は以上でございます。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>続いて生涯学習課、お願いします。</p>
<p>樋口課長</p>	<p>はい。生涯学習課から報告いたします。</p> <p>4月24日、富津市総合社会体育館にて、君津地区スポーツ推進委員連絡協議会総会・実技研修会が開催されました。総会では、令和3年度事業報告及び決算報告、令和4年度事業計画(案)及び予算(案)などの審議が行われ、原案のとおり承認されました。</p> <p>また、実技研修会では、「キャッチング・ザ・スティック」という種目の研修が行われました。</p> <p>4月29日、富津市スポーツ・レクリエーション推進員連絡協議会主催</p>

による、第28回健康ウォークラリー大会が青堀地区にて実施されました。当日はあいにくの小雨でしたが23チーム、84人が参加しました。約3kmのコースを途中で設定してあるクイズやゲームに挑戦し、楽しみながら歩く姿が見られました。

5月3日、5日、NIPPONSTEEL野球場にて、第38回富津市少年野球夏季大会が開催され、4チームの参加がありました。熱戦の結果、青堀少年野球クラブが優勝しました。

5月5日、NIPPONSTEEL陸上競技場にて、令和4年度富津市教育長杯争奪少年サッカー大会が開催され、参加4チームが学年ごとに分かれ、競技が行われました。

同日、同所にて、令和4年度富津市スポーツ少年団サッカー交流大会に2チームが参加し、熱戦の結果、富津小FCが優勝しました。

5月15日、富津市総合社会体育館にて、第40回FTS少年剣道大会が行われました。小学生の部には106人、中学生の部には181人、合計287人の参加による、個人戦が行われ、熱戦が繰り広げられました。

生涯学習課の報告は以上です。

はい。ありがとうございました。

続いて公民館、お願いします。

はい。公民館から御報告いたします。

5月11日、市民会館にて第6回ふつつ学びの門実行委員会会議を開催しました。議題は、6月19日に開催されます市制50周年記念事業富津市文化事業、「千葉交響楽団バレンタインコンサート」のチケットの販売状況、当日に行う委員の役割分担、小中学校への無料招待席の周知などについて確認いたしました。

なお、チケットの販売枚数は443枚であります。小中学校への無料招待席は225席用意しています。小中学校へ参加を依頼いたします。

5月17日、中央公民館にて、令和4年度第1回富津市公民館運営審議会を開催しました。小中学校校長会の役員改選により細谷委員への委嘱状交付を行いました。議題は、令和3年度の事業報告と令和4年度の事業計画について説明を行い、それぞれ承認されました。また報告事項として、令和4年度の公民館の予算額についての説明も行いました。

公民館からは以上でございます。

岡根教育長

平野館長

<p>岡根教育長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>各課報告の中で御質問・御意見はございますか。</p> <p>無いようですので、次に付議議案に入ります。</p> <p>議案第1号富津市学校給食費徴収規則を廃止する規則の制定について、説明をお願いします。</p>
<p>黒川課長</p>	<p>はい。議案第1号富津市学校給食費徴収規則を廃止する規則の制定について、御説明いたします。</p> <p>3ページを御覧ください。</p> <p>国の学校給食徴収・管理に関するガイドラインに基づき、令和4年9月1日から学校給食費の徴収等に係る業務を学校から市へ移管することに伴い、富津市学校給食費管理規則を新たに制定することから、教育委員会規則である富津市学校給食費徴収規則を廃止するものであり、富津市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により議決を求めるものであります。</p> <p>次に、資料1に沿って説明します。</p> <p>1ページを御覧ください。</p> <p>富津市学校給食費徴収規則は、新たに市規則として富津市学校給食費管理規則を制定することから廃止するものです。なお、1ページの富津市学校給食費徴収規則を「廃止規則」、9ページの富津市学校給食費管理規則を「制定規則」と略称で説明させていただきます。</p> <p>9ページを御覧ください。</p> <p>「制定規則」第1条（趣旨）、第2条（給食費の額）については、特に変更ございません。</p> <p>第3条（給食の申込み）については、2ページへお戻りください。第3条の3行目の中程に「学校の校長へ提出しなければならない。」また、4行目から5行目にかけて、「当該申込書の提出先は、教育委員会とする。」としていたものを、9ページへお戻りください。「制定規則」第3条（給食の申込み）4行目中程から「富津市学校給食申込書を市長に提出しなければならない。」とありますように校長や教育委員会となっていたところを市長といたしました。</p> <p>2ページを御覧ください。</p> <p>「廃止規則」第4条（給食の提供の決定等）第2項「申込者は、毎月</p>

末までに給食費を納付しなければならない。」となっていたところ、10ページへお戻りください。「制定規則」第4条（給食の提供の決定等）第2項「申込者は、配食月の翌月末までに給食費を納付しなければならない。ただし、3月配食分の給食費については同月末までに給食費を納付しなければならない。」といたしました。

「制定規則」第5条（給食費の負担者）は、新たに加えて、給食費の負担者を明確にいたしました。

第6条（給食費の徴収方法）については、2ページへお戻りください。

「廃止規則」第6条（給食費の徴収方法）は、「給食費は、財務規則第36条に規定する方法により校長が徴収する。」また、第2項では、「前項の規定にかかわらず、校長は、申込者の申出によって口座振替の方法により給食費を徴収することができる。」としていたところ、10ページを御覧ください。「制定規則」第6条（給食費の徴収方法）「給食費は、口座振替の方法により徴収するものとする。ただし、口座振替の方法によりがたい場合は、納付書又は現金による方法で徴収することができる。」といたしました。

第7条（給食費の額の変更）については、2ページへお戻りください。

「廃止規則」第5条（給食費の減額）「児童及び生徒並びに教職員等が、病気、事故等により学校給食を欠食したときは、申込者は、校長へ届出なければならない。」としておりましたが、10ページを御覧ください。

「制定規則」第7条（給食費の額の変更）「児童及び生徒並びに教職員等が、病気、事故等により学校給食を欠食するとき、又は欠食したときは、申込者は、給食欠食届出書を市長へ提出しなければならない。」と、新たに給食欠食届出書の様式を別記第3号様式といたしました。

3ページを御覧ください。

「廃止規則」第7条（給食費の収納事務）及び第8条（給食費の収納管理）は、学校での徴収・収納事務について規定していましたが、制定規則では削除しております。

11ページを御覧ください。

「制定規則」第8条（給食費の未納に対する措置）及び第9条（補則）については、特に変更はございません。

なお、今回の規則の廃止及び制定に伴いまして、17ページの市長の権

	<p>限に属する事務の補助執行に関する規程及び21ページの富津市口座振替事務取扱要綱についても一部を改正するので、新旧対照表で説明します。</p> <p>19ページを御覧ください。</p> <p>市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の新旧対照表の第2条（委員会等の職員による補助執行）（9）私立学校の事務に関すること。の次に（10）富津市学校給食費管理規則に基づく事務に関すること。を加えるものです。</p> <p>22ページを御覧ください。</p> <p>富津市口座振替事務取扱要綱の新旧対照表の第2条（対象収入金）（9）保育料の次に（10）学校給食費を加えるものです。</p> <p>次に、第5条（申込手続）第1項を、「（別記第1号様式の1）若しくは富津市学校給食費口座振替依頼書兼解約届・自動払込利用申込書（別記第1号様式の2。）次項においてこれらを「依頼書」という。」又はその両方」を、同条第2項に、「（別記第2号様式の1）若しくは富津市学校給食費口座振替届出書兼解約届・自動払込受付通知書（別記第2号様式の2。）又はその両方」加えるものです。</p> <p>以上が「廃止規則」及び「制定規則」に伴い関係する規程等の改正についての説明となります。なお、施行は、令和4年9月1日からとなります。以上でございます。</p> <p>御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議案第1号について、御質問・御意見等はございますか。</p> <p>はい。坂部委員。</p> <p>はい。なぜ、学校から市へ移管させるのですか。具体的な理由を教えてください。</p> <p>はい。市へ移管する理由をお願いします。</p> <p>はい。一つは学校の業務負担や勤務時間の軽減が図れるのが一番です。働き方改革の一環です。</p> <p>はい。市へ業務を移管すれば教職員の業務負担がなくなるという解釈でよろしいですね。</p> <p>文部科学省も、学校給食費の徴収に関する公会計制度を推進していま</p>
岡根教育長	
坂部委員	
岡根教育長	
黒川課長	
坂部委員	
岡根教育長	

坂部委員	<p>すので、富津市も実施するものです。</p>
黒川課長	<p>現在、手集金をおこなっている学校もなくなるということですね。</p>
岡根教育長	<p>はい。</p>
嶋野教育長職務代理者	<p>ほかにございますか。</p>
嶋野教育長職務代理者	<p>はい。規則で、児童生徒が食物アレルギー疾患の場合、給食費を減額することができるかと規定されていますが、現在、給食を食べられなくて減額されている児童生徒は何人いますか。食物アレルギー疾患の申告には、医師の診断書等が必要でしょうか。教えてください。</p>
黒川課長	<p>はい。食物アレルギー疾患の人数ですが、現在資料を持ち合わせていませんので、後ほど報告いたします。</p>
嶋野教育長職務代理者	<p>食物アレルギー疾患の対応は、年度ごとに医師の診断を受け「学校生活管理指導表」を保護者より提出していただき、面談を行います。</p>
嶋野教育長職務代理者	<p>はい。分かりました。</p>
黒川課長	<p>食物アレルギー疾患の子供が多いと聞きますので、クラスに3、4人いるのかと思いましたので、分かったら教えてください。</p>
黒川課長	<p>はい。</p>
岡根教育長	<p>給食でのアレルギー疾患での事故がないことが一番だと思います。少し違って、みんなと同じものを食べさせたいと親御さんは思っています。全く駄目な場合は、弁当を持参してもらいます。</p>
坂部委員	<p>人数は、後ほど報告してください。</p>
黒川課長	<p>ほかにございますか。</p>
坂部委員	<p>はい。坂部委員。</p>
黒川課長	<p>はい。滞納者の対応は、9月以降徴収しないのですか。</p>
坂部委員	<p>はい。振替できない場合は、納入通知書を送付し督促をします。滞納が続く場合は、児童手当から充当します。9月以降も同じ対応をします。</p>
黒川課長	<p>卒業しても滞納がある場合も、引き続き督促をしますか。</p>
岡根教育長	<p>はい。同様です。</p>
坂部委員	<p>全く今と変わりません。学校が実施するのか、市が実施するのかということですが。</p>
黒川課長	<p>滞納の累計金額はいくらですか。</p>
黒川課長	<p>はい。正確な数字は分かりませんが、令和3年度に在籍していた児童生徒は、滞納がない見込みです。</p>

<p>坂部委員 岡根教育長</p>	<p>はい。分かりました。 ほかにございますか。</p>
<p>藤平委員</p>	<p>はい。藤平委員。 はい。資料の13ページの8番は滞納について、9番はアレルギーについて書かれています。9番でアレルギー食等の対応については、除去食及び代替食を提供できませんので、食物アレルギー疾患等のある児童及び生徒は、弁当を持参してください。ただし、牛乳など容易に除くことができるときは提供できる場合がありますので、校長と保護者が相談するものとしします。とありますが、以前、食物アレルギーを有する児童がチヂミを食べて亡くなる事故が発生しました。文部科学省では、こうした事故を二度と起こさないように指針を示しました。そこには、食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供するのが望ましい。ただし、安全性を最優先する。学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な対応は行わない等とあります。富津市学校給食申込書の裏面に、「アレルギー食等の対応については、除去食及び代替食を提供できませんので、食物アレルギー疾患等のある児童及び生徒は、弁当を持参してください。」と明記されていますが、これが富津市の指針として示されると解釈してよろしいのですか。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>アレルギー食の対応をしないのかということですね。 はい。宮崎主幹。</p>
<p>宮崎主幹</p>	<p>はい。現調理場ではアレルギー対応ができないので、現状を明記しています。新共同調理場になり除去食等の対応ができるようになれば改正していきます。</p>
<p>藤平委員</p>	<p>はい。現状を明記していることですね。 分かりました。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>アレルギーもいろいろあり、成長によって変わってきますので、医師の証明により養護教諭と保護者で調整し選択していくようにしていますが、基本的には、全ての除去食はできません。新共同調理場では、大まかな除去食の対応はできるかと思いますので、状況で改正していきます。</p>
<p>藤平委員</p>	<p>この学校はここまでできる、この学校はここまではできないという学校間で差が生じるのではないのでしょうか。</p>

岡根教育長	<p>今は、単独調理場 1 箇所と共同調理場 2 箇所です 3 箇所ですが、新共同調理場ができると 1 箇所になりますので、全部いっしょになります。</p>
藤平委員	<p>私の経験からですが、県外の方でしたが、子供が 1 年生に入学するのでホームページを見てアレルギー対応している学校に転居してくる方もいらっしゃいました。市としての方針を明確に示せるのが良いのではないのでしょうか。新共同調理場が完成してからになると思いますが。</p>
岡根教育長	<p>なかなか全てのアレルギーに対応することはできないと思います。先ほどのチヂミの事故ですが、自分の代替食のチヂミを食べてしまい余ったチヂミを教諭に大丈夫だと言い食べてしまい起こった事故です。一番大事なのは、危機管理であって、代替食を提供しているから安全だというわけではありません。教諭が子供たちを理解してどう対応するのか共通の理解する必要があると思います。保護者の方は、みんなと同じ給食を食べさせたいと思います。なかなか難しいですが、ある程度の除去食の対応は考えています。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>無いようですので、議案第 1 号について承認される方は、挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員ですので、議案第 1 号は、承認されました。</p> <p>次に、議案第 2 号から議案第 4 号までの議案は、富津市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項第 5 号、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項に関する案件ですので、非公開とすべきと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第 2 号から議案第 4 号までの審議は非公開で行うことに決まりました。</p> <p>なお、この議案は、教育委員会全体に関わるものですので、退席すべき職員の指定はありません。</p> <p>それでは、議案第 2 号令和 4 年度富津市一般会計予算 6 月補正予算案のうち教育に関する事務に係る部分について、説明をお願いします。</p>
中山課長 岡根教育長	<p>【説明】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 2 号について、御質問・御意見等はございますか。</p>

<p>池田委員 岡根教育長 平野館長 岡根教育長</p>	<p>はい。池田委員。</p> <p>【質問】</p> <p>はい。お願いします。</p> <p>【説明】</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>はい。坂部委員。</p>
<p>坂部委員 岡根教育長 中山課長 坂部委員 岡根教育長</p>	<p>【質問】</p> <p>はい。お願いします。</p> <p>【説明】</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>無いようですので、議案第2号について承認される方は、挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員ですので、議案第2号は、承認されました。</p> <p>次の、議案第3号富津市図書館条例案について及び議案第4号富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、関連議案ですので一括で説明をお願いします。</p>
<p>樋口課長</p>	<p>はい。始めに、議案第3号、富津市立図書館条例案について、御説明申し上げます。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>提案理由ですが、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として富津市立図書館を設置するため、富津市教育委員会行政組織規則第5条第3号の規定により、意見を求めるものであります。</p> <p>7ページ、8ページをお開きください。</p> <p>条文ごとに御説明いたします。</p> <p>第1条は、図書館法第10条の「公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」という規定に基づき、本市の図書館の設置及び運営に関して必要な事柄を定めるものであります。</p> <p>第2条は、市は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保</p>

存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置するものであります。

第3条は、図書館の名称を富津市立図書館、設置場所を富津市青木一丁目5番地1に定めるものであります。

第4条は、図書館の管理を指定管理者に担わせることを規定しています。これにより、民間事業者の幅広い知識や技術を活用し、効果的・効率的な図書館運営を目指すものであります。

第5条は、指定管理者が行う業務を規定するものであります。図書館法第3条には、郷土資料、地方行政資料、図書、記録等の図書館資料を収集し、一般公衆の利用に供することや、図書館職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすることなどが定められています。これらの規定に基づき、本市図書館としてもさまざまな図書館サービスの充実に努めます。なお、図書館法第3条第5号は分館や移動図書館について定められているため除きます。同条第2号は、図書館施設や附属の設備を、安全性や利便性を考慮して適正に維持・管理することについて規定しています。

第6条は、教育委員会は、指定管理者の指定を受けないとき、指定管理者を指定することができないときなど、図書館の継続的な運営のため、指定管理者が管理できない場合は教育委員会が管理することを定めるものであります。

第7条は、図書館法第14条の規定により富津市図書館協議会を置くものであります。協議会の委員は、(1) 学校教育の関係者から(6) 市内で図書ボランティアを行う者までの各分野の方々を教育委員会が委嘱するものであります。委員は、10人以内で構成し、任期は、2年以内とし、再任を妨げないことを定めるものであります。

第8条は、委任といたしまして、図書館を管理運営していくうえで必要な事項は、別に規則で定めることを明記したものであります。

これに基づき、今後、図書館を運営していく上で必要な詳細事項は、富津市図書館条例施行規則を定めることとします。

なお、富津市図書館条例施行規則(案)は、次回の教育委員会定例会でお示しすることを予定しております。

続きまして、議案第4号、富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬

	<p>及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>提案理由ですが、非常勤特別職の職員として、図書館協議会委員を設置するため、条例の一部を改正することについて、富津市教育委員会行政組織規則第5条第3号の規定により、意見を求めるものであります。</p> <p>10ページを御覧ください。</p> <p>富津市立図書館条例（案）第7条に規定しております、図書館協議会を設置するにあたり、協議会委員がその職務を行った日に支給する、報酬額は、青少年問題協議会委員、社会教育委員、文化財審議会委員などと同額の6,800円と定めるものであります。</p> <p>11ページを御覧ください。</p> <p>新旧対照表となります。別表の青少年問題協議会委員の次に追加されることとなります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
岡根教育長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>議案第3号及び議案第4号について、御質問・御意見等はございますか。</p>
池田委員	<p>はい。池田委員。</p>
	<p>はい。富津市立図書館の設計業務委託の公募、選定が最終だと思えますが、指定管理者の指定に関しての今後のスケジュールと方法を教えてください。</p>
岡根教育長	<p>はい。お願いします。</p>
樋口課長	<p>はい。今後のスケジュールですが条例が制定されましたら、7月に公募し、プレゼンテーションを行い、10月に候補者決定し12月に市議会に上程します。ハード面では、4月に設計業者を公募しましたので5月末にプレゼンテーションを行い、6月中旬には事業者が決定します。8月中旬に設計が終了し、10月、11月に内装工事を実施し、年明け1月から3月に図書システム等構築、図書の搬入、配架を予定しております。</p>
岡根教育長	<p>ほかにございますか。</p> <p>はい。池田委員。</p>

<p>池田委員 樋口課長 岡根教育長</p>	<p>指定管理者制度は、プロポーザルですか。 公募となります。提案型ですのでプロポーザルです。 ほかにございますか。 無いようですので、議案第3号について承認される方は、挙手をお願いします。 挙手全員ですので、議案第3号は、承認されました。 続いて、議案第4号について承認される方は、挙手をお願いします。 挙手全員ですので、議案第4号は、承認されました。 ここで非公開を解きます。 次に、議案第5号富津市社会教育委員の委嘱について、説明をお願いします。</p>
<p>樋口課長</p>	<p>はい、議案第5号、富津市社会教育委員の委嘱について、御説明申し上げます。 12ページを御覧ください。 本議案は、富津市社会教育委員として、富津市青少年相談員連絡協議会の鈴木義之氏、富津市区長会の嶋野利郎氏、富津市PTA連絡協議会の野尻剛史氏を委嘱したく、議決を求めるものであります。 提案理由ですが、富津市区長会、富津市PTA連絡協議会、富津市青少年相談員連絡協議会の代表に変更がありましたので、社会教育法第15条第2項及び富津市社会教育委員に関する条例第2条の規定により委嘱しようとするものであります。 なお、任期は、前任者の残任期間である、令和5年3月31日までであります。 以上でございます。 御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 議案第5号について、御質問・御意見等はございますか。 無いようですので、議案第5号について承認される方は、挙手をお願いします。 挙手全員ですので、議案第5号は、承認されました。 次に、議案第6号富津市学校運営協議会委員の任命について、説明をお願いします。</p>

<p>財前主幹</p>	<p>はい。議案第6号富津市学校運営協議会委員の任命について、御説明いたします。</p> <p>13、14ページを御覧ください。</p> <p>令和4年度より、各中学校区に1校ずつ、青堀小学校・大貫小学校・天羽小学校をモデル校として学校運営協議会を設置いたしました。これを受けまして、各学校長の意見を集約し、富津市教育委員会が、市内3小学校で延べ30名の学校運営協議会委員を任命するものです。兼任の方が1名いらっしゃいますので、実数は29名です。</p> <p>これからの学校は、地域とともに一体となって子供たちの教育を進めていくことが求められています。そのためには「学校の思い」を地域に伝え、協力を仰ぎ、地域のニーズに応える学校運営を行うことで、保護者だけでなく、地域の皆さんにも「おらが学校」という意識を持っていただくことが必要となります。そのための、モデル校であり、今後、実践を検証し、学校運営協議会の学校数を増やしていく予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第6号について、御質問・御意見等はございますか。</p> <p>無いようですので、議案第6号について承認される方は、挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員ですので、議案第6号は、承認されました。</p> <p>次に、議案第7号富津市学校評議員の委嘱について、説明をお願いします。</p>
<p>財前主幹</p>	<p>はい。議案第7号富津市学校評議員の委嘱について、御説明いたします。</p> <p>15、16ページを御覧ください。</p> <p>各学校長の推薦により、市内8小中学校で延べ39名の学校評議員を委嘱するものです。兼任の方が2名いらっしゃいますので、実数は37名です。</p> <p>それぞれの学校の計画により、特色ある学校運営、地域と連携した学校経営等のため、各種学校行事、会議等に参加し、学校長の求めに応じ意見を述べていただく活動をしていただきます。</p>

<p>岡根教育長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>御審議の程、よろしく願い申し上げます。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>議案第7号について、御質問・御意見等はございますか。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。嶋野教育長職務代理者。</p>
<p>嶋野教育長職務代理者</p>	<p>はい。各学校5人ですが富津小学校だけ4人ですが、何か理由がありますか。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。お願いします。</p>
<p>財前主幹</p>	<p>はい。規程で5人以内と定められています。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>ほかにございますか。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>無いようですので、議案第7号について承認される方は、挙手をお願いします。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>挙手全員ですので、議案第7号は、承認されました。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>次に、報告事項に入ります。報告第1号富津市立青堀小学校改築基本構想・基本計画検討委員会設置要綱を制定する告示について、説明をお願いします。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。報告第1号富津市立青堀小学校改築基本構想及び基本計画検討委員会設置要綱を制定する告示について、御説明申し上げます。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>資料17ページをお開きください。</p>
<p>中山課長</p>	<p>青堀小学校の改築にあたり、校舎改築事業の基本構想及び基本計画策定に資する調査検討を行うため、検討委員会を設置することから新たに要綱を制定し、告示しましたので報告するものです。</p>
<p>中山課長</p>	<p>続いて、18ページを御覧ください。</p>
<p>中山課長</p>	<p>第1条では、設置の趣旨を、第2条では、検討委員会の所掌事項を規定しております。第1号では青堀小学校改築事業の基本構想及び基本計画策定に資するための調査検討に関すること、第2号では第1号のほか青堀小学校改築を円滑に推進するため委員長が必要と認める事項と規定し、その結果を取りまとめて教育委員会に報告することとしております。</p>
<p>中山課長</p>	<p>第3条では組織を、検討委員会は教育部長、青堀小学校の校長及び教頭の職にある者2人以内、青堀小学校に在籍する児童の保護者2人以内、青堀小学校の通学区域の自治会、5つの自治会のうち2人以内</p>

の代表者、今後青堀小学校を利用予定の就学前児童の保護者2人以内の合計11人の委員で構成し、教育委員会が委嘱します。

第2項では、委員の任期を委嘱の日から基本構想・基本計画策定の日までとしております。

19ページをお開きください。

第4条では、委員長、副委員長を1人ずつ置くこと、そして、委員長には教育部長を、副委員長は青堀小学校長を充てることを規定しております。また、委員長、副委員長の職務についても規定しております。

第5条は、会議の運営について、第6条は、検討委員会の庶務、第7条は、この要綱に定めがない事項について、それぞれ規定しております。

附則の1項では、この要綱の施行期日を、2項では、基本構想・基本計画策定を令和4年度中に完了させることから、要綱が令和5年3月31日限りで効力を失う旨を定めております。

18ページにお戻りください。この要綱の告示日は令和4年5月11日です。

報告事項は以上です。

はい。ありがとうございました。

報告第1号について、御質問はございますか。

無いようですので、次に報告第2号令和4年度市内小・中学校教職員及び児童生徒数について、説明をお願いします。

はい。報告第2号令和4年度市内小・中学校教職員及び児童生徒数について、御報告いたします。

21ページを御覧ください。

5月1日現在の学校基本調査から、本年度の教職員数、学級数、児童生徒数を一覧にしております。

全体数を昨年度との比較で御説明いたします。小学校の教職員数が昨年度149名から145名で4名減となっています。中学校の教職員数が80名から76名と4名減となっています。

学級数では小学校は85学級から80学級と5学級減。中学校の学級数は35学級で変わりません。

岡根教育長

黒川課長

<p>岡根教育長</p>	<p>児童生徒数ですが、小学校児童が1,598名から1,570名と28名減、中学校生徒が884名から864名と20名減でございます。</p> <p>それぞれの詳細は一覧を御覧ください。</p> <p>報告第2号は以上です。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>報告第2号について、御質問はございますか。</p> <p>はい。藤平委員。</p>
<p>藤平委員</p>	<p>はい。教職員の不足についてニュース等で報道されていますが、現状はいかがですか。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。お願いします。</p>
<p>黒川課長</p>	<p>はい。未配置の状況はありません。すべて配置されております。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>ほかにごございますか。</p> <p>無いようですので、次に報告第3号専決事項の報告について（後援申請）、説明をお願いします。</p>
<p>中山課長</p>	<p>はい。報告第3号専決事項の報告について（後援申請）について、御報告いたします。</p> <p>22ページを御覧ください。</p> <p>後援申請がありましたので、富津市教育委員会行政組織規則第9条第1項の規定により、23ページから24ページ記載のとおり11件をそれぞれ承認しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>個別の内容についての説明は割愛させていただきますので、御了承ください。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>岡根教育長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>報告第3号について、御質問はございますか。</p> <p>無いようですので、次にその他に入ります。</p> <p>委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようですので、教育総務課、お願いします。</p>
<p>中山課長</p>	<p>はい。2点、お知らせいたします。</p> <p>まず、株式会社新昭和からの寄附による太陽光発電設備の設置工事の進捗についてです。3月の定例会において、準備工事に入りますとお知らせしました。その後、コロナ感染症拡大等の影響により、資材の調達</p>

<p>岡根教育長</p>	<p>が困難となり、作業が中断しておりましたが、株式会社新昭和から5月下旬には大佐和中、その後天羽中と工事を再開する予定との連絡がありましたので御報告いたします。今後、状況の変化がありましたら随時お知らせいたします。</p> <p>次に、次回の定例会会議開催予定をお知らせします。</p> <p>次回は6月23日木曜日、午前10時から、ここ401会議室において開催を予定しております。改めてお知らせいたしますが、御承知おきください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>以上で教育委員会定例会は、終了させていただきます。</p> <p>引き続き、協議会になります。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
--------------	--